

当事者分科会について

1 設立趣旨

障害当事者の支援には、専門職や家族、関係者の目線での支援だけでは、当事者の望むこととの「ずれ」が起こることがある。良質な支援を行っていくには、まずは当事者の声を聴き、ニーズを把握するとともに、その立場に立って考えることが重要である。

また、障害者と一般の市民とのふれあいの機会の少なさから、障害への理解不足、偏見、差別的な取扱いも未だに少なからず存在しているのも事実である。

一方、当事者は支援される側だけでなく、社会の中で役割を持ち、さまざまな力を発揮することができるというストレングスの視点に立つことも重要である。

当事者分科会は、分科会の様々な取り組みを通して、当事者が地域の障害者福祉の向上に寄与すること、一般市民、関係者のより良い障害理解と啓発をめざし、その延長線上に誰もが暮らしやすいまちづくりの実現を目指すものである。

2 分科会構成

非掲載

3 これまでの取り組み ＜令和５年８月から令和６年７月まで＞

（１）目標

昨年度までは、当事者のニーズ、地域の課題などを把握するために、当事者同士での語らいの場（バリアフリーカフェ）を行っていたが、令和５年度からは、軌道修正を図るため、事務局会で今後の分科会のあり方について議論を重ねた。

令和６年度からは、一般市民や支援者へのより良い当事者の立場の理解や啓発、多様性を認め合う文化を醸成するための発信や、社会的包摂の土壌づくりのために、小中学校（高校も依頼あれば出向）のゲストティーチャー（当事者による啓発授業）と、他分科会との協働を主に活動を行っていくこととした。

＜第３期久留米市障害者計画との関係＞

分野	施策区分	施策の方向
1. 啓発・広報	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実	① 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育の充実
3. 差別の解消、権利擁護の推進	(1) 差別の解消、権利擁護の推進	① 障害を理由とする差別の解消への取り組み

(2) 取組み

令和5年度から令和6年度にかけては、当事者分科会の方向性についてしっかり話し合うために、事務局会を中心に活動をおこなった。

(3) 成果

令和5年度に上がっていた課題に対応し、下記の3点で成果をあげることができた。

・相談分科会との協働について

お互いの事務局会に参加することで、相談ネットの「わいわい事例検討会」を協働で実施することを模索中である。相談支援専門員のみでケース検討を行うと、支援者の視点に偏ってしまい、当事者の感覚とのずれ

日時	場所	内 容（すべて事務局会）
R5.9.14	南部基幹	施策推進会議の打ち合わせ
R5.11.29	南部基幹	今後の方向性について協議
R6.1.24	市役所	他分科会との協働について。今後の方向性について。
R6.2.28	市役所	相談分科会との協働について話し合う
R6.4.26	南部基幹	相談ネットとの協働および ゲストティーチャー推進について。 ※相談分科会事務局から参加あり。
R6.6.28	南部基幹	相談ネットとの協働および ゲストティーチャー推進について。

が生じることもあるため、当事者や家族にも「わいわい事例検討会」に参加してもらい、サービスユーザー側である当事者の視点を取り入れる予定である。また、権利擁護や支援の質を高めていくことにもつながると思われ、圏域の相談支援・福祉の質の向上の一助になればと考えている。

・ゲストティーチャーの推進について

ゲストティーチャーによる福祉教育においては、社協が窓口となり、市内の小中学校と協働で実施されてきた。今までは、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）についての授業が主であり、知的障害や精神障害、発達障害等の当事者による授業の実施はほとんどなく、また、長年授業をされていた先輩当事者が引退され、後任者不足も課題となっていた。

令和6年度から、事務局会に社協の福祉教育担当者も参加し、当分科会のメンバーから、精神障害のある者を含めたゲストティーチャーの登録が推進（3名）されている。また、今秋から市内の小中学校において、既に3校から授業の依頼を受けている。なお、授業の準備などにサポートが必要な場合は、分科会として準備の協力を行う予定である。

・事務局機能の強化について

令和6年度から、東西南北の4つの基幹相談支援センターから1名ず

つ事務局に加入してもらうことになり、事務局機能が強化されていることも成果の一つであった。これにより、相談分科会との協働が推進される力の一つとなっている。

4 課題

【分科会運営についての課題】

- ・分科会メンバーの選定、拡充について

現在、分科会会長、副会長が参加して事務局会を行っているが、分科会のコアメンバーとしての当事者をもう少し増員出来ればと考えているところ。

(参考)

【当事者から見た課題】(※以前のバリアフリーカフェでの議論の積み重ねから)

(理解・啓発)・障害当事者と家族、支援者との考えのズレ

- ・一般市民の障害についての理解不足(身近に感じられない)

(生活環境)・段差など、当事者から見たバリアフリーのあり方について

(差別解消)・当事者同士が発信する場、つながりあう場が少ないこと

- ・一般市民が障害のことを知る機会や当事者と関わる機会が少ないこと

(防災)・災害時の安全確保、SOS の出し方

(一般の防災の考え方と当事者から見た防災のあり方とのズレ)

(雇用・就労)・障害者の就労先の少なさ、職場での理解

- ・職業選択について

- ・支援されるばかりではなく、当事者が活躍できる場の創出

(生活支援)・親亡き後の暮らし方について(地域で暮らしたい)

5 事業計画 <令和6年8月以降の取組み>

(1) 目標

- ①啓発・理解の推進、差別の解消
- ②福祉教育の推進

<第4期久留米市障害者計画との関係>

分野	施策区分	施策の方向
1 差別解消	(1)差別解消の推進と差別相談内容の充実	①障害を理由とする差別の解消への取組
		③障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進

(2) 取組み

- ①事務局機能の強化

当事者分科会の運営のカギである事務局会の充実を推進

当事者の事務局メンバーを増員検討

②相談分科会をはじめとする他分科会との協働の推進

8月に相談分科会事務局会に参加

9月の相談分科会「わいわい事例検討会」に当分科会から会長、副会長が参加

1月、3月にも相談分科会の事例検討会等に当事者や家族が参加し、協働を推進する予定。

③ゲストティーチャー（小中学校、高校での当事者による授業）の推進

9月、10月、11月に市内の小中学校で授業を予定。

（3）期待される成果

当事者分科会は、今後長期的な目で久留米市が多様性を認め合う、誰もが暮らしやすいまちになっていくために、当事者からの視点、意見をしっかりと受け止め、取り入れるための場である。

障害者（児）と、専門の人達だけでなく、より多くの人々が普段から特別な人たちや特別な世界のこととせず、普通に接していくことが出来るような機会を作る（研修や授業、イベント等）ことで、障害の理解や多様性を認める社会の構築を目指したい。

また、専門職にとっても、当事者にとっても、相互に意見を聞くことで、当事者の立場、支援者の立場をより理解し、支援の質を高めていくことが期待できる。